

自立支援医療（育成医療）

1. 育成医療とは

身体に障がいがある児童（18歳未満）で、放置すれば将来障がいを残すおそれが大きい疾病をする児童が、厚生労働大臣または都道府県知事が指定する医療機関で入院治療や手術によって確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。

2. 育成医療の対象者及び対象疾患

1. 18歳未満の児童

2. 次の障がいをお持ちの方、または放置すると将来次の障がいを残すと認められる疾患をお持ちの方

(1) 肢体不自由

(2) 視覚障害によるもの

(3) 聴覚・平衡機能障害によるもの

(4) 音声・言語・そしゃく機能障害によるもの

(5) 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害を除く内臓障害については先天性のものに限る。）

(6) ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害によるもの

*内臓障害によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みのあるものに限りです。

*平成18年度から、心臓機能障害に対する心臓移植術も育成医療の対象となりました。

*平成22年度から、肝臓機能障害に対する肝臓移植後の抗免疫療法も育成医療の対象となりました。

3. 育成医療の費用負担

自己負担額は、原則として保険診療でかかった医療費の1割の金額となります。

ただし、所得に応じてひと月あたりの負担に上限額が設定されます(下表のとおり)。毎月の医療費は、ひと月あたりの自己負担額の範囲内で病院に支払うこととなります。また、入院時の食費は自己負担となります。

なお、一定所得以上の「世帯」(※注1)(市町村民税(所得割)が23万5千円以上の世帯)で、「重度かつ継続」(※注2)に該当しない方は、育成医療の対象外となりますので、ご注意ください。

一定所得以下(市町村民税非課税)の「世帯」			中間所得層の「世帯」		一定所得以上の「世帯」
生活保護世帯	保護者の収入(※注3) 80万円以下	保護者収入 80万円超	市町村民税(所得割額)0~3万3千円未満)	市町村民税(所得割額)3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割額)23万5千円以上
負担0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	対象外
			重度かつ継続		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円

(※注1) 世帯の単位は、住民票上の世帯ではなく、同じ医療保険に加入している家族が自立支援医療の「世帯」となります。

(※注2) 「重度かつ継続」とは次の①または②に該当する方です。

① 疾病・症状から対象となる児童…腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)

② 高額な費用負担が継続することから対象となる児童…医療保険の多数該当(*)の世帯の児童

* 「多数該当」とは、高額医療費に該当となる療養を受けた月以前の12か月間における高額医療費の該当回数が3回以上となる場合、4回目から自己負担額が軽減される制度です。

(※注3) 収入とは、地方税法上の合計所得金額と、障がい年金・遺族年金・特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当などの年金・手当等の受給額を合計した額をいいます。

5. 申請窓口

障がい福祉課(別館1階)

原則として医療開始前に申請していただくことになっております。申請日(申請に必要な書類全てを申請窓口に提出された日)が医療開始日よりはるかに遅れていますと、承認できない場合があります。

6. 育成医療給付申請に必要な書類

(1) 自立支援医療費(育成)支給認定申請書

(2) 自立支援医療(育成医療)意見書(指定育成医療機関の主治医に記入してもらいます。)

(3) 健康保険証の写し

ア. 国民健康保険の場合

受診児と同一の保険に加入している世帯全員分

イ. 国民健康保険以外の健康保険の場合

受診児の保険証及び受診児と同一の保険に加入している全員分

(4) 世帯全員の所得等が確認できる書類

ア. 国民健康保険の場合

「世帯」全員分の所得及び市町村民税の課税状況が確認できる書類

※但し、18歳未満の未就労者は不要。

イ. 国民健康保険以外の健康保険の場合

受診児が加入している保険の被保険者の所得及び市町村民税の課税状況が確認できる書類

※但し、市町村民税非課税世帯の場合、さらに保護者(それぞれ)の収入を確認できる書類の提出を求められることがあります。

ウ. 生活保護受給者の場合

生活保護受給世帯であることが確認できる書類

※ ただし、申請者の同意があった場合において、市の公簿で確認できるときには提出する書類を省略することができます。

※ その他支給認定に必要な書類の提出を求める場合があります。(※注4)

(5) 受診児が人工透析を受けている場合は、特定疾病療養受療証のコピー

(6) 市町村民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローンを借りいれて建てた住宅に、H11~H18の間に入居した人で控除の申請を市町村役場に行っている方が対象)の申請をしている方は、その控除額がわかる資料

注意 通院の申請(入院・通院同時申請も含む。)の場合で、院外薬局(指定医療機関)を利用する可能性がある場合は同時に申請してください。後日追加申請をした場合、有効期間は決定した日からとなり、原則遡って認定しないこととなります。

所得及び市町村民税の課税状況を確認する年度について

	課 税 年 度
① 開始日がH25年4月1日から6月30日までの間にある場合	H24年度分（H23年中所得）
② 開始日がH25年7月1日から12月31日までの間にある場合	H25年度分（H24年中所得）
③ 開始日がH26年1月1日から3月31日までの間にある場合	H25年度分（H24年中所得）

(※注4) 次に該当する場合は、申請に必要な書類のほかに必要な書類があります。

・市町村民税非課税世帯の場合

保護者の方の収入状況（年金・手当等の受給状況）がわかる資料（年金・手当等の受給があれば年金証書の写し、振込通知書の写しなどが必要）

・「重度かつ継続」（医療保険の多数該当の者）に該当する場合（生活保護・市町村民税非課税世帯を除く）
高額療養費の支給を証明する書類

7. 支給認定

支給認定されると、申請者様あてに「自立支援医療受給者証（育成医療）」、「自己負担上限額管理票」を郵送いたします。記載事項を確認後、医療機関へお持ちください。

担 当：八戸市障がい福祉課障がい福祉グループ
TEL：0178-43-2111（内線252・276）